

福岡県競争入札制度審査会規程

昭和40年 6 月 22日
福岡県訓令第12号

最終改正 平成30年 6 月 12日 福岡県訓令第 8 号

本 庁
出先機関

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）第64条第3項の規定に基づき、福岡県競争入札制度審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長には知事の指定する副知事、副委員長には総務部長、委員には商工部長、農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長及び総務部次長を充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 委員長、副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。

(招集)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は審査会に付議すべき事案が生じたとき又は各委員からの要請があったときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、すくなくとも開催の日の7日前までに各委員にその旨を通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(会議)

第5条 審査会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は必要のつど招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(回議)

第6条 審査会に付すべき事案であって、委員長が急施を要し審査会に付議する暇がないと認めるとき又は軽易なものと認めるときは、責任者が起案書を持ち廻り、委員三人以上に回議し、委員長の決裁を受けることをもって第5条の会議に代えることができる。

(専門部会)

第7条 審査会に次の表の上欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、当該下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
第1 専門部会	土木一式工事及びほ装工事に関すること。
第2 専門部会	建築一式工事、専門工事及び建設に関するその他の工事に関すること。
第3 専門部会	物品の製造及び買入れその他の事務に関すること。

2 各専門部会の組織及び庶務担当課（室）は次のとおりとする。

名 称	組 織		庶務担当課(室)
第1専門部会	会 長	県土整備部長	県 土 整 備 部 企 画 課
	副会長	県土整備部次長、農林水産部次長	
	幹 事	県土整備総務課長、企画課長、道路維持課長、道路建設課長、河川管理課長、河川整備課長、港湾課長、砂防課長、都市計画課長、公園街路課長、下水道課長、農山漁村振興課長、農村森林整備課長、林業振興課長、水産振興課長、建築都市総務課長、県営住宅課長、財産活用課長、福岡農林事務所長、福岡県土整備事務所長	
第2専門部会	会 長	建築都市部長	建 築 都 市 部 建 築 都 市 総 務 課
	副会長	建築都市部次長	
	幹 事	建築都市総務課長、都市計画課長、建築指導課長、公園街路課長、下水道課長、県営住宅課長、営繕設備課長、道路維持課長、河川管理課長、農山漁村振興課長、県土整備総務課長、財産活用課長、教育庁施設課長、警察本部施設課長	
第3専門部会	会 長	総務部長	総 務 部 総務事務厚生課
	副会長	総務部次長	
	幹 事	総務事務厚生課長、道路維持課長、薬務課長、財産活用課長、警察本部会計課長、福岡農林事務所長、福岡県土整備事務所長	

3 各専門部会の運営について必要な事項は、各会長が定めるものとする。

(審議)

第8条 審査会に付すべき事案が生じたときは、審査会の審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査に付する事案は、あらかじめ専門部会の審議を経たものでなければならない。ただし、専門部会の審議を経ることが適当でない認められる事案については、この限りでない。
- 3 審査会及び専門部会には、当該事案の所管課長又は責任者が出席して、その内容を説明しなければならない。
- 4 委員長及び専門部会の会長は、その所掌事務を遂行するため必要と認める職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年5月19日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年10月15日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年7月19日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月17日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和53年5月23日訓令第10号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和62年3月18日訓令第3号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和63年1月28日訓令第2号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年4月27日訓令第9号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月26日訓令第7号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年9月30日訓令第16号）
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日訓令第4号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年6月12日訓令第8号）
この訓令は、公布の日から施行する。